

○島田市命を守る安全空間整備費補助金交付要綱

平成28年7月1日

告示第168号

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時に命を守る安全な空間を住宅内に確保するため、防災ベッド等及び耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ベッド等 平成14年に静岡県が開発した防災ベッド又は介護ベッド用防災フレームをいう。
- (2) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、地震発生時に居住者の命を守る安全な空間を確保することを目的とした設備として市長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅（国又は地方公共団体の所有に係るものを除き、以下「対象住宅」という。）の所有者又は居住者（当該住宅の使用に係る賃貸借又は使用貸借の契約の当事者である者に限る。）であること。

ア 市内に存するものであること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築された木造の建築物又は同日において工事中であった木造の建築物であって、居住の用に供している地階を除く階数が2以下のもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上であるものに限る。）であること。

ウ 次のいずれかの事業による耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であり、かつ、

耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。

(ア) わが家の専門家診断事業（プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け静岡県住安第2号）別表第1のわが家の専門家診断事業をいう。以下同じ。）

(イ) 木造住宅耐震補強計画策定事業（島田市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成31年島田市告示第87号）第2条第5号に規定する木造住宅耐震補強計画策定事業をいう。以下同じ。）

エ 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置について、当該住宅の所有者又は他の共有者の承諾を得ているものであること。（居住者の所有でない住宅又は共有である住宅である場合に限る。）

(3) この要綱その他の市の補助金の交付を受けて、防災ベッド等又は耐震シェルターの設置をしたことがない者であること。

（令元告示43・一部改正）

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額	備考
防災ベッド等	対象住宅の1階部分に防災ベッド等を設置するために要する経費	補助対象経費の額の10分の10以内の額とし、44万円を限度とする。	
耐震シェルター	対象住宅の1階部分に耐震シェルター本体を設置するために要する経費	補助対象経費の額の10分の10以内の額とし、45万円を限度とする。	
	対象住宅の1階部分に耐震シェルター本体を設置するための床下工事その他の附帯工事に要する経費	補助対象経費の額の10分の10以内の額とし、5万円を限度とする。	耐震シェルター本体の設置と同時に行う場合のみ交付の対象とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、第1項の表の区分ごとに、住宅1戸につき1回かつ1台を限度とする。

(平29告示57・一部改正)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) わが家の専門家診断事業又は木造住宅耐震補強計画策定事業に基づく耐震診断結果報告書の写し

(4) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置に係る住宅の所有者又は他の共有者の承諾書（居住者の所有でない住宅又は共有である住宅である場合に限る。）（様式第1号）

(5) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置に係る住宅の居住者の氏名及び生年月日の一覧（居住者が65歳以上の者のみである場合に限る。）（様式第2号）

(6) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置に要する経費の見積書

(7) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置場所の写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令元告示43・一部改正)

(規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件等)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 取得し、又は効用の増加した財産については、その設置後においても善良な管

理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 内容の変更に係る経費の見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、補助金の交付変更承認申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、防災ベッド等又は耐震シェルターの設置を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置に要した経費の領収書の写し（補助金の受領を防災ベッド等又は耐震シェルターを設置した業者に委任する場合を除く。）
- (4) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置に要した経費の請求書の写し及び受領委任払申出書（様式第3号）（補助金の受領を防災ベッド等又は耐震シェルターを設置した業者に委任する場合に限る。）
- (5) 防災ベッド等又は耐震シェルターの設置後の写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平29告示158・一部改正)

(交付確定の通知)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書（補助金の受領を防災ベッド等又は耐震シェルターを設置した業者に委任する場合は、受領委任払請求書（様式第4号））を市長に提出しなければならない。

(平29告示158・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条に規定する補助金交付決定通知書により交付の決定を受けた者に係る補助金の交付については、第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(平31告示59・令2告示59・令3告示42・令4告示52・令5告示54・一部改正)

附 則（平成29年3月27日告示第57号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月3日告示第158号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 2 日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の島田市命を守る安全空間整備費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成31年 3 月31日までに実施した改正前の第 3 条第 2 号ウ（イ）に規定する島田市既存建築物耐震性向上事業は、改正後の第 3 条第 2 号ウ（イ）に規定する木造住宅耐震補強計画策定事業とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月27日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月22日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月28日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。